

地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言(仮訳)

私たち地方自治体の首長と代表者は、国際生物多様性年である2010年の10月24日から26日、「生物多様性国際自治体会議」に参加するために愛知県名古屋市に集いました。

私たちは、急速な都市化が生物多様性を減少させる要因の一つであり、地方自治体には、生物多様性条約の目的を果たし、生物多様性減少の進行を食い止める上で重要な役割があると考えます。そして、この役割を果たしていくことを誓います。

私たちは、世界のあらゆる地方自治体、地域住民、生物多様性条約の締約国、国際社会などに対して、地方自治体の取組みを支えるよう呼びかけます。この宣言は、地方自治体における生物多様性との係わりについて、私たちの目的、計画、行動を述べたものです。

都市、地方自治体と生物多様性

都市と地方自治体は、その区域内外の生態系サービスに大きく依存しています。とりわけ都市には、世界の半数以上の人々が住んでおり、そのエコロジカルフットプリントは驚くほど大きなものとなっています。また、そのことが地球生態系の健全さを脅かしています。しかし地方自治体は、変革のための大きな潜在能力を持っています。世界の経済を持続可能なものに移行させるには、ライフスタイルや技術、ガバナンスの革新が必要です。そして、この革新を引き起こすのは、都市の暮らしなのです。地方自治体は、以下に示すように、現場での具体的な行動に影響を与えることのできる立場にいるのです。

- 1) 都市生態系の恵み：**都市や都市周辺における生物多様性の喪失は、生態系の働きを低下させています。それは、ヒートアイランド現象や都市型水害、淡水の不足、マラリアなどの病気の蔓延、自然生態系の自浄能力の低下などの問題を引き起こしています。こうした問題の多くは、気候変動によって悪化しつつあります。生態系を、都市を支える重要な「緑の」インフラとして位置付け、管理していく必要があるのです。
- 2) 都市生態系の潜在能力：**都市化が生態系に与える強い負荷にもかかわらず、都市には多くの生物が生息・生育しています。都市の緑地や河川、湿地などの適切なデザインとマネジメントは、現状の生態系を維持管理するだけでなく、生物種や生息域を回復させるために必要不可欠です。私たちは、都市生態系の潜在力を引き出していかなくてはなりません。それは生物多様性を支える力であり、人と自然をもう一度結びつける力です。人と自然がつながることで、自然界への感謝の念が生まれ、健全な社会が築かれるのです。
- 3) 都市外の生態系への依存：**都市は一般に、水供給を始め、多くの資源を都市外の生態系に依存しています。地球資源に対する都市住民の需要は、生物多様性減少の最大の要因の一つです。地球生態系の衰退は、都市の持続可能性にとって大きな脅威であり、地球全体にとっても、大きな脅威です。しかしながら、都市が生産・流通・消費に及ぼす強い影響力を適切に行使するならば、地球生態系の回復に大きく貢献することができるのです。
- 4) 都市と地方自治体の課題解決能力：**地方自治体は多くの行政サービスを提供しています。そしてそれは、生物多様性に良くも悪くも影響を与えます。調達の際の選択、土地利用計画、戦略的投資の決定、水や廃棄物の管理などがその一例です。市民・企業・NGO・行政のパートナーシップを強めるならば、自治体だけでは成し得ない大きな成果を挙げることができるはずです。

都市と地方自治体の貢献

生物多様性と生態系を都市インフラの一部として管理するとともに、都市計画、財政計画、都市交通、通商・経済上のインセンティブ、公共調達、都市基盤整備など行政サービス全般にわたり、生物多様性への配慮を組み込み、評価していく必要があります。

私たちは、都市と地方自治体がこれまで実施し、あるいはこれから実施し得る取組みの重要性を認識し、以下のような取組みを強めていくことが重要だと考えます。

1. 市民が自然に親しめ、生物多様性に配慮した都市環境を管理すること
2. 市街地スプロールを抑制する戦略的都市及び広域土地利用計画の実行
3. 周辺自治体と協働して、生態系アプローチにもとづいた広域的なランドスケープマネジメントを行うこと
4. 都市および都市周辺の農業、林業と都市の市場との結びつきを育てること
5. グリーン購入の推進（生物多様性に影響を与える資源消費を持続可能なものに転換）
6. 相乗効果のあるパートナーシップを確立すること（市民、企業、団体、学術機関、他の自治体や関係機関との連携）
7. 生物多様性に関する意識啓発すること（とりわけ青少年に対して、生態系や生物多様性の価値や重要性について啓発）
8. 生物多様性について使命を共有する都市と地方自治体の地球規模および地域的ネットワークを支援すること（ICLEIとIUCNによるLABプログラム^{iv}、アセアン環境的に持続可能な都市に関する作業部会^vなど）。

都市と地方自治体による国際的な連携

生物多様性に関する業務を推進するため、地方自治体とその協力団体により、すでに次のようなさまざまな取組みが行われています。

- ・ 世界各地の地方自治体による数々のイニシアチブ
- ・ 地方自治体による重要な宣言とコミットメントの表明（地方レベルで生物多様性を保全することの重要性に関するもの）^{vi}
- ・ 関連団体による調整や連携、促進の取組み（例えば、都市と生物多様性グローバルパートナーシップ^{vii}とその都市による助言委員会、その他の中心的な参加者によるものなど）

その他にも学術研究機関が、生物多様性の評価、回復力のある（レジリエント）生物多様性に配慮した都市計画・都市デザインを通じて、生物多様性の取組みを支える役割を果たし始めています。私たちは、TEEB^{viii}のような経済的な評価、URBIO^{ix}（都市における生物多様性とデザイン会議）などのフォーラムやUNESCOなどの組織を通じた一層の貢献を歓迎します。関連研究機関に対しては、ボンと愛知・名古屋が提供した交流機会を踏まえつつ、今後の締約国会議に際して学術会議を開催するよう奨励します。こうした取組みは、人と自然をつなぐものとしての都市の生物多様性の重要性をはじめ、都市の生物多様性のさまざまな側面の研究を拡充することで補完していかなければなりません。

都市と地方自治体における「生物多様性のためのサブナショナル政府、都市その他地方自治体に関する行動計画（2011-2020年）」への支持

私たちは、生物多様性条約の締約国においても、地方自治体を支援する重要な取組みが行われていることを認識しています。生物多様性条約第9回締約国会議の決議IX/28^xでは、「…都市と地方自治体に対し、条約の実施への参画を促す理由は多数ある」との歴史的認識を示しました。私たちはこの画期的な決議を明確な行動に移し、都市と地方自治体による行動を支援し、促進する必要があることを認識しています。この認識に立ち、私たちはここに、「生物多様性のためのサブナショナル政府、都市その他地方自治体に関する行動計画（2011-2020年）」が生物多様性条約第10回締約国会議において採択されることへの支持を表明します。

さらに私たちは、先に述べたような地方レベルの取組みによる貢献に加えて、各国政府による生物多様性条約およびその他の多国間合意の目的遂行を、地方レベルで支援することを表明します。

1. 国等との協力

生物多様性条約の2011-2020年戦略計画の実施に向けた優良事例、能力育成プログラム、革新的資金供与の仕組みなどの関連手法の開発。

2. 生物多様性地域戦略及び行動計画の策定・改定・実施

国の生物多様性ガイドラインや枠組み、生物多様性国家戦略及び行動計画（NBSAPs）との連携。

3. 持続可能な社会に向けた他の取組みとの連携

気候変動の緩和及び適応、水資源管理、貧困軽減、教育、公衆衛生などの要素も密接に関係していることを認識し、同時に取り組む。

4. 生物多様性に向けた取組みのモニタリングと評価

締約国の報告制度に組み込まれたものとしてモニタリングと評価を実施する。今後設定される生物多様性条約2011-2020年指標の枠組み（インディケータフレームワーク）に沿って、地方レベルでの生物多様性マネジメントの評価基準を設定する。例えば、都市の生物多様性指標（CBI）^{xi}などを活用して、CBD国別報告に沿うような形で中央政府に報告する。

5. 生物多様性条約の活動や会合、イニシアチブに参加

適切で可能な範囲で自国政府に協力。

ハイレベル・セグメントへ自治体の声である愛知・名古屋宣言の提示

私たちは、生物多様性国際自治体会議の主催者である愛知県知事と名古屋市長に対し、COP10ハイレベル・セグメントに私たち地方自治体の代表として出席し、生物多様性国際自治体会議の成果である本宣言を提示することを委任します。また、現在検討されているCBD「生物多様性のためのサブナショナル政府、都市その他地方自治体に関する行動計画（2011-2020年）」に対する私たち地方自治体の支持と、地方レベルでの実施についての約束を、各締約国を代表する閣僚に伝えます。

謝辞

私たちは、生物多様性国際自治体会議を主催した愛知県、名古屋市、そしてCOP10支援実行委員会に対して、感謝の意を表します。

次回COP開催都市に対しては、クリチバ、ボンそして愛知・名古屋によって示された成功例を受け継ぐこと、そして、生物多様性減少の流れを止めるために世界の都市と地方自治体が国際舞台で協働できる機会を提供されることを希望します。

-
- i 200を超える地方自治体が参加。
- ii “都市と地方自治体”とは、町村や広域自治体も含め、あらゆる規模の人間居住地域を含んでいる。
- iii 生物多様性条約（CBD）（ウェブサイト）：
<http://www.cbd.int/convention/about.shtml>
1993年12月29日に発効。この条約の主な目的は、1)生物多様性の保全 2)生物多様性の構成要素の持続可能な利用 3)遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の3つである。
- iv 詳しくは次のサイトを参照。 www.iclei.org/lab
- v 詳しくは次のサイトを参照。 www.aseansec.org/network
- vi 都市と生物多様性に関するクリチバ宣言（ウェブサイト）：
<http://www.cbd.int/doc/meetings/biodiv/mayors-01/mayors-01-declaration-en.pdf>;
都市と生物多様性：ボン行動のための呼びかけ（ウェブサイト）：
http://www.iclei.org/fileadmin/template/project_templates/LABbonn2008/user_upload/Press/BonnCall_FINAL_29May08.pdf;
エアフルト宣言、URBIO 2008（ウェブサイト）：
http://www.fh-erfurt.de/urbio/httpdocs/content/ErfurtDeclaration_Eng.php;
ダーバンコミットメント（ウェブサイト）：
http://www.iclei.org/fileadmin/template/project_templates/localactionbiodiversity/user_upload/LAB_Files/Durban_Commitment_14_Aug2008.pdf;
地方自治体と生物多様性に関する第二クリチバ宣言（ウェブサイト、6か国語）：
<http://www.cbd.int/authorities/informationresources.shtml>;
名古屋宣言－URBIO 2010：
<http://www.cbd.int/authorities/doc/NagoyaDeclaration-URBIO-2010.pdf>
- vii 都市と生物多様性グローバルパートナーシップの助言委員会は名古屋、モントリオール、クリチバ、ボンの各市から成る。そのほかこのパートナーシップで中心的な役割を果たすものには、CBD条約事務局、ICLEI、IUCN、ICLEIとIUCNによる生物多様性のためのローカルアクション・プログラム、国連人間居住計画（UN-HABITAT）、国連環境計画（UNEP）、国連教育科学文化機関（UNESCO）及びシンガポールがある。
- viii TEEB、生態系と生物多様性の経済学（ウェブサイト）：
<http://www.teebweb.org>
- ix URBIO 2010 国際会議（ウェブサイト）：
<http://www.jilac.jp/URBIO2010/doku.php>
- x COP9 決議IX/28: 都市と地方自治体の参画促進（ウェブサイト）：
<http://www.cbd.int/doc/decisions/cop-09/cop-09-dec-28-en.pdf>
- xi 詳しくは次のサイトを参照。
www.cbd.int/authorities/gettinginvolved/cbi.shtml